

# インボイス（適格請求書）の記載事項

## 1 インボイスの種類（適格請求書と適格簡易請求書）と記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名または名称
- ② 登録番号(T-××××××××××××)
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容(軽減対象品目である場合にはその旨)
- ⑤ 税抜取引価額または税込取引価額を税率区分ごとに合計した金額
- ⑥ ⑤に対する消費税額等および適用税率
- ⑦ 請求書等受領者の氏名または名称

取得したインボイスに記載された登録番号が本当に登録されているかどうかは、国税庁のホームページにアクセスすることにより確認できます。【適格請求書発行事業者公表サイト】

## 2 インボイスの記載例

### 取引内容が一つの税率の場合（10%もしくは軽減税率8%のみ）

請求書					
				令和5年10月31日	
⑦	〇〇株式会社	御中	①	株式会社 ××× 東京都〇〇区△△1-2-3	
請求金額	660,000	円	②	登録番号(T-××××××××××××)	
取引年月日	名称	数量	単位	金額	
③	10月5日	〇〇××	1	式	100,000
	10月20日	△△■	1	式	500,000
				⑤	小計 600,000
				⑥	消費税(10%) 60,000
					合計 660,000

### 取引内容が複数税率の場合（税率10%と軽減税率8%が混在する）

請求書						
				令和5年10月31日		
⑦	〇〇株式会社	御中	①	株式会社 ××× 東京都〇〇区△△1-2-3		
請求金額	15,320	円	②	登録番号(T-××××××××××××)		
取引年月日	品名	数量	単位	金額		
③	10月5日	ビール	2	箱	10,000	
	10月20日	トマト ※	1	箱	4,000	
④	※ 軽減税率対象	合計	14,000	消費税	1,320	
			⑥	8%対象 4,000	⑤	消費税 320
				10%対象 10,000		消費税 1,000

#### 【簡易インボイス（適格簡易請求書）について】

小売業・飲食店業・写真業・旅行業・タクシー業または駐車場業等のように不特定多数を取引先とする事業を営む場合には、**簡易インボイス**を交付することができる。

簡易インボイスには、

- ①「請求書等受領者の名称」を記載する必要がない
- ②消費税額等または適用税率のいずれかの記載でよいこととされている

### 3 適格請求書の交付義務の免除

適格請求書発行事業者には、相手方（課税事業者）からの求めに応じてインボイス（適格請求書）の交付義務がありますが、次の①から⑤までの取引は、事業の性質上適格請求書を交付することが困難なため、インボイス（適格請求書）の交付義務が免除されます。

#### ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送

3万円未満かどうかは、1回の取引の税込価格が3万円未満かどうかで判断します。

例えば、東京－大阪間の大人運賃が13,000円で4人分を購入した場合、4人分の52,000円で判定します。

#### ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）

対象となる卸売市場は、農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場、都道府県知事の認定を受けた地方卸売市場など。

#### ③ 生産者（農協等の組合員）が農協等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）

#### ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等

対象となる自動販売機や自動サービス機とは、その機械装置のみで代金の受領と資産の譲渡等が完結するものをいいます。

##### 【対象となるもの】

自動販売機による飲食物品の販売、コインロッカーやコインランドリーによるサービス、ATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービス

##### 【対象とならないもの】

小売店内に設置されたセルフレジによる精算、コインパーキングや自動券売機、ネットバンキングのように機械装置で資産の譲渡等が行われないもの

#### ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）

